

財産をもらったとき



贈与税とは
どのような税ですか？

財産をもらったときの税金

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

- 贈与税の課税方法には、「**暦年課税**」と「**相続時精算課税**」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。
- 「**相続時精算課税**」は、親子間の贈与で一定の要件（→P32「**相続時精算課税**」参照）に当てはまる場合に選択できる制度です。
注：会社など法人から財産をもらったときは、一時所得として所得税の課税対象となります。



〈贈与税の申告・納税〉

- 贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。
- 納税については、贈与税額が10万円を超え、かつ、納期限（納付すべき日）までに金銭で納付することを困難とする事由があるときは、申請により5年以内の年賦で納める延納の制度があります。この場合には利子税がかかるほか、原則として担保の提供が必要です。
- 贈与税については、財産を贈与した方と贈与を受けた方との間で連帯納付の義務があります。

〈不動産取得税〉

- 贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。
詳しくは、都道府県税事務所にお尋ねください。

暦年課税とは
どのような
ものですか？



暦年課税

1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するものです。

暦年課税の計算

〈計算方法〉

- 1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額110万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、次の速算表により贈与税額を計算します。

◇贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

◎贈与税の計算例 500万円の贈与を受けた場合

$$\begin{array}{cccccc} \text{(課税価格)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(税率)} & \text{(控除額)} & \text{(贈与税額)} & \\ (500\text{万円}-110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円} & & & & & \\ \text{(基礎控除後の課税価格)} \uparrow & & & & & \end{array}$$

※平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以後の贈与に係る贈与税について、税率や相続時精算課税の適用要件などが改正されています。

配偶者からの贈与の特例

- 婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産等の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。

→P8「**配偶者への贈与と配偶者控除**」参照





相続時精算課税とは どのようなものですか？

相続時精算課税

贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、
贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

相続時精算課税の計算

- 贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

＜対象者等＞

- ① 贈与者（贈与をする人）は65歳以上である親
- ② 受贈者（贈与を受ける人）は20歳以上の贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）

注：年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

住宅取得等資金の贈与を受けた場合

- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、次の制度又は特例があります。なお、次の①と②の特例は重複して適用することができます。

① 住宅取得等資金の非課税

- 平成25年中に直系尊属から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合で下記の要件などを満たせば、贈与を受けた方ごとに省エネ等住宅の場合には1,200万円まで、それ以外の住宅の場合には700万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となります。
注1：省エネ等住宅とは、エネルギーの使用の合理化に係る基準又は地震に対する安全性に係る基準に適合する一定の住宅として証明がされたものをいいます。
注2：平成26年中にこの非課税の適用を受ける方は、上記の非課税となる金額と異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

② 相続時精算課税選択の特例

- 平成25年中に住宅取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、次の要件などを満たせば、贈与者（父母）が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

＜特例の対象となる贈与の要件（①・②共通）＞

- ＜イ＞ 住宅の新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与
 - ＜ロ＞ 建売住宅又は建築後20年以内（マンション等の耐火建築物の場合は建築後25年以内）の中古住宅若しくは地震に対する安全性に係る一定の基準に適合する中古住宅の取得の対価に充てるために受ける金銭の贈与
 - ＜ハ＞ 居住の用に供している住宅の増改築等の費用（100万円以上であるものに限り、）に充てるために受ける金銭の贈与
- 注1：＜イ＞～＜ハ＞の住宅は日本国内にあり、かつ、床面積（増改築等の場合は増改築後の床面積）は、①については50㎡以上240㎡以下、②については50㎡以上である必要があります。
- 注2：＜イ＞の金銭には住宅の新築とともにその敷地の用に供される土地等又は住宅の新築に先行してその敷地の用に供されることとなる土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。
- 注3：＜ロ＞・＜ハ＞の金銭にはこれらの住宅の取得又は増改築等とともに取得するその敷地の用に供される土地等の取得の対価に充てるための金銭を含みます。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

- 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、30歳未満の孫などが、教育資金に充てるため、金融機関等との教育資金管理契約に基づき、祖父母など（直系尊属）から信託受益権を付与された場合や金銭等の贈与を受けて銀行等に預入した場合などには、孫などごとにそれらの信託受益権や金銭等の価額のうち1,500万円までが非課税となります。
- 孫などが30歳に達した場合などには、教育資金管理契約は終了し、非課税とされた金額から教育資金として支出した金額（学校等以外の者に支払う金銭については500万円を限度とします。）を控

＜計算方法＞

- 受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けた金額を算出し、その合計額が贈与税額となります。

＜手続＞

- この制度を選択しようとする受贈者は、**贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。**なお、相続時精算課税選択届出書には、①受贈者の戸籍の謄本又は抄本、②受贈者の戸籍の附票の写し、③贈与者の住民票又は戸籍の附票の写しなど一定の書類を添付して提出してください。

＜①の非課税適用者の主な要件＞

- ＜イ＞ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、その年の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
- ＜ロ＞ 受贈者は贈与を受けた時に贈与者の直系卑属であること
- ＜ハ＞ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その金銭の全部を（特例の対象となる贈与の要件）を満たす住宅（その敷地の用に供される土地等を含みます。）の新築若しくは取得の対価又は増改築等の費用に充てること
- ＜ニ＞ 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、その住宅に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること

＜②の選択の特例適用者の主な要件＞

- ＜イ＞ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、贈与者の推定相続人である子（子が亡くなっているときは20歳以上の孫）であること
- ＜ロ＞ ①の非課税適用者の主な要件の＜ハ＞及び＜ニ＞の要件を満たしていること

＜手続＞

- ①又は②の特例を受ける場合には、贈与税の申告期間内に特例の区分に応じ、贈与税の申告書に次の書類などを添付して税務署へ提出しなければなりません。
①の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける旨を記載するとともに、受贈者の戸籍謄本、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類
注：省エネ等住宅に該当する場合には、上記に加え、住宅性能証明書などの証明書が必要となります。
②の特例を受ける場合は、贈与税の申告書に「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける旨を記載するとともに、相続時精算課税選択届出書、住民票の写し、登記事項証明書などの一定の書類